

税法入門

第32回 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣

税務特別委員会委員

鈴木 規央 (59期)

事案の概要

A社は、Xとの間で、平成9年3月31日、B社がXに対して負担する一切の債務の担保として、A社がC社に対して同日現在有する商品売掛代金債権及び商品販売受託手数料（本件目的債権）をXに対して譲渡する旨の債権譲渡担保契約（本件契約）を締結した。

A社は、同年6月5日、C社に対し、同月4日付の確定日付のある内容証明郵便をもって、本件契約に係る債権譲渡担保の設定を通知した。

A社が国税を滞納したため、A社に対する国税の滞納処分として、本件目的債権のうち、平成10年3月11日から同月30日までの間に発生したもの及び同月21日から同月30日までの間に発生したもの（本件債権）が差し押さえられた。

Y国税局長は、同年4月10日、A社が滞納していた国税のうち、本件債権の発生前に法定納期限等を徒過していた国税（本件国税）について、国税徴収法24条1項の規定により譲渡担保財産である本件債権から徴収するため、Xに対し同条2項所定の告知をした。

C社は、同年5月26日、本件債権について、債権者を確知することができないことを理由に、被供託者をA社又はXとして供託した。

Y国税局長は、平成13年11月22日、国税徴収法24条3項の規定に基づき、譲渡担保権者であるXを第二次納税義務者とみなし、前述の供託金にかかる還付請求権を差し押さえた（本件差押え）。

Xは、同年5月27日、Y国税局長に対し、Xが本件債権を譲渡担保財産としたのは本件国税の法定納期限等以前である旨を述べた書面を提出し、その提出にあたって、A社のC社に対する前記内容証明郵便を提出していたことから、本件債権は本件国税の法

定納期限等以前のものであって、同条6項所定の証明をしているから、本件につき同条1項の規定を適用することはできないと主張して、本件差押えの効力を争った。

第一審は、Xの主張を認め、本件差押えを違法としたのに対し、控訴審は、Yの主張を認め、本件差押えを適法としたため、X上告。

判決の要旨

●最高裁平成19年2月15日第一小法廷判決

破棄自判 Yの控訴棄却

本判決は、将来発生すべき債権を目的とした債権譲渡ないし譲渡担保に関する従来判例を引用しながら、将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位について述べた上、その「法的地位にかんがみれば、国税徴収法24条6項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は『国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている』ものに該当すると解するのが相当である。」との一般論を示し、本件差押えは違法であるとした。

コメント

1 譲渡契約時説対債権発生時説

(1) 本件の争点は、将来債権を目的とする譲渡担保

契約が締結され第三者対抗要件が具備された後、設定者の国税法定納期限等が到来し、その後に譲渡債権が発生した場合、いずれが優先するかである。そして、原判決（東京高判平成16年7月21日）は、国税徴収法24条6項の「債権譲渡担保財産となったとき」とは、当該債権が発生したときと解すべきであるから、譲渡担保権者は同条1項の物的納税責任を免れないとしていた。

- (2) この原判決を受けて、将来債権譲渡担保と国税債権との優劣を巡る議論は、譲渡契約時説と債権発生時説との対立という構図で争われてきた。

しかし、この議論は、正確には、将来債権譲渡担保における債権の移転時期はいつか、という観点から問題を捉えて、両説の対立を論ずるものであるのか、債権譲渡の効果が発生したのはいつか、という観点から問題を捉えて、両説の対立を論ずるものであるのか、区別して考えるべきものである。

- (3) 原判決は、譲渡担保の対象とされた債権が「譲渡担保財産となった」ということを、前者の問題と捉え、将来債権譲渡担保において将来債権がいつ譲渡担保権者に移転したのかにつき、譲渡契約締結時ではなく、当該債権が発生した時点であるとした。

これに対して、本判決は、将来債権譲渡担保における債権の移転時期がいつかということを問題とせず、将来債権譲渡担保における「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ということの意味を、譲渡担保の対象とされた将来債権が国税の法定納期限以前に譲渡担保権者に確定的に「譲渡」されているかどうかという観点、す

なわち後者の問題と捉え、その上で、将来債権の譲渡担保において譲渡担保契約が締結されることにより当該債権が譲渡担保権者に確定的に譲渡されたのだとした最一判平成13年11月22日の法理の帰結として、譲渡契約時説、すなわち、国税債権との関係では第三者対抗要件を具備したときを基準時とする立場を採用している。

2 民法法理と国税徴収法

- (1) 民法上、将来債権譲渡担保における債権の移転時期についても、契約時移転説（第三者対抗要件具備時）が多数説であるとされている。

しかし、本件は、国税徴収法24条6項の「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっているもの」に該当するかどうかの問題であるため、民法上、将来債権譲渡担保における債権の移転時期を論じただけでは結論が出ない。この問題は、徴税権に基づく国の譲渡担保財産への介入がどこまで正当化されるかという点であり、理論的には、民法上の債権譲渡担保における債権移転に関する法理に制約ないし変更が加えられる余地がないとはいえない。原判決は、将来債権譲渡担保における債権の移転時期において、当該債権が発生した時点であるとして国税の差押えを認めているが、かかる判断構造は私法秩序の解釈に終始しているもので、税法秩序の解釈につき踏み込んだ論証をしていない。

- (2) ここで、国税徴収法24条は、国税の法定納期限後に設定された動産譲渡担保に基づく譲渡財産を引当てとする譲渡担保権者の二次的な物的納税責任を定めたものであり、法定納期限の前後に分けて、法定納期限以前に「譲渡担保財産となってい

るもの」については私法上の財貨帰属法理が修正を受けずに妥当するが、法定納期限後に「譲渡担保財産となっている」ものについては私法上の財貨帰属法理が国税債権優先の法理に劣後するとの準則が採用されており、法定納期限後に設定された譲渡担保につき、民法法理に修正を加えている。

本判決は、集合将来債権の権利移転時期を明示的に表現していないが、上記国税徴収法24条の修正法理に従えば、その点について論じなくとも十分解決できる問題であったといえる。

- (3) 原判決は、あえて将来債権譲渡担保における権利移転時期の問題とし、しかもそれを対象債権の発生時であると構成して、譲渡担保権者に国税徴収法24条の物的納税責任を認めたが、「国税は、国家存立の財政的裏付けであって、国税徴収の確保が国家活動の基礎をなすものであり、それゆえに国税の一般的優先の原則が存在するのであって、その例外として、国税の法定納期限等以前に担保権が設定された財産については、その被担保権が国税に優先することになっているのである。これは、納税者に帰属する財産で、既に担保権者にその交換価値を把握されているものについては、その部分は担保権者が優先するが、それ以外の財産からは国税を優先的に徴収する趣旨である。しかるに、法定納期限以前に、集合債権譲渡担保契約が締結され、第三者に対する対抗要件を具備した場合、将来発生する債権についても譲渡担保権者は国税に優先すると解した場合、私人間の契約によって、国税債権の確保ができない財産（しかもその価値は無限定になり得る。）を創出することが可能になってしまう。これは、質権や抵当権等に与えた例外的優先制度（法定納期限等による優先

劣後の制度）との釣り合いを無視するだけでなく、国税徴収確保ないし国税優先の原則からの観点を極めて軽視した結論になってしまう。」と判示していることからわかるとおり、国税徴収確保の観点を一面的に考慮し、将来債権を含む集合債権譲渡担保を設定した当事者の権利利益との衡量をなさなかったこと、国税優先を強調するあまり、私法理論では原則であるはずの法定納期限以前に設定された物的担保権の優先を例外とみたこと、及び同判決の枠組からは国税徴収確保の観点を考慮に入れて導かれるであろう集合譲渡担保における物的納税責任の引当てとなる譲渡担保財産を区分するための基準を十分論証なしに「個々の債権の発生時期がいつか」という一点に結びつけたといった点に問題があったといえる。

参考文献

- NBL No.854 (2007.4.1) P.10～70
- NBL No.856 (2007.5.1) P.11～21